

下関港直轄海岸の管理について
—下関港海岸における一時開放（1工区・2工区）中における管理対策—

下関港湾事務所 沿岸防災対策官 ◎永見 智弘
海岸課 ○山本 琢也

1 はじめに

下関港海岸は、下関市の南側に位置し、海岸線及び臨海部は、住宅、企業・工場が集積し、市民生活と産業経済活動の拠点となっている。また、市の中心部と長府・山陽地区をつなぐ幹線国道がある。当該地域は、瀬戸内海周防灘奥部にあり、浅い水深と風の吹き寄せから、高潮・高波の常襲地帯で、台風等による高潮被害が継続的に発生しており、幹線国道の遮断、護岸倒壊のほか、住宅・企業の密集地で大規模な浸水等被害が発生している。（写真-1）



写真-1 台風18号による被災状況



図-1 下関港海岸整備対象地区

下関港海岸保全施設整備事業（高潮対策）は、平成20年度から平成34年度までの事業期間、全延長12.7km（長府・壇ノ浦地区4.9km、山陽地区7.8km）、総事業費182億円の計画に基づき、直轄工事施行中である。

長府・壇ノ浦地区のうち、1工区（壇ノ浦地区）及び2工区（みもすそ川地区）については、観光拠点としての利用と景観に配慮した整備が求められている。このため、平成25年3月末の2工区の整備概成に伴い、同年4月より2工区において一般利用者の立ち入りを認める「一時開放」を行った。

その後、1工区との接続部の工事のために一時的に一般利用者の立入を禁止したが、平成27年12月に1工区とともに整備が完了したことにより、同年12月26日より1工区及び2工区について全面的に一時開放を行った。当該地区の直轄による管理は、海岸管理者である下関市に施設を引き渡すまでの間であり、下関市への事務引継ぎは平成29年3月を予定している。

2 一時開放区域の概要

2.1 1工区

壇ノ浦バス停より東約200mの地点から関門橋橋台部を挟み、みもすそ川公園の西端に至る延長約400mの区間である。関門海峡で源平合戦の舞台となった壇ノ浦に面し、関門橋橋台部西側護岸（稲荷神社前方）の海面にある烏帽子岩では毎年12月に神事が行われる。



写真-2 長府・壇ノ浦地区(1,2工区)の整備状況

護岸整備は既設護岸からの前面に波返し式護岸を整備するもので、国道9号線自歩道整

備事業（山口河川国道事務所）との連携区間である。（写真-2）

2.2 2工区

みもすそ川公園及びレストラン「平家茶屋」の駐車場東端に至る延長約300mの区間である。1工区と同様、関門海峡で源平合戦の舞台となった壇ノ浦に面しており、下関戦争での長州藩の砲台跡として公園が整備されている。背後には関門トンネル人道入口や火の山ロープウェー乗り場が立地し、下関市の観光拠点のひとつとなっている。

護岸整備は景観に配慮し、既設護岸への腹付で波返し式護岸を整備するものである。（写真-2）

3 管理

3.1 内規

一時開放区域の管理については、「下関港海岸における一時開放区域の管理に関する内規」を定めて実施している。なお、一時開放を認める範囲については、同内規第2条において、次に掲げる事項を勘案の上公表している。

- ① 当該区域が一般利用者の立ち入りを前提として設計されていること。
 - ・海岸防護だけでなく、隣接する公園施設の延長又は一部としても機能するよう設計している。
- ② 一時開放のための安全施設・設備が完了していること。
 - ・転落防止柵、案内板、注意喚起表示等を設置した。
- ③ 高潮警報及び津波注意報・警報等の情報を一般利用者が確認することができること。
 - ・下関市が作成した「高潮ハザードマップ」に基づく広報車の出動に加えて、直営によって立入禁止等のパネル表示を現地に実施する。
- ④ 周辺の工事が、一般利用者に危険を及ぼさないこと。
 - ・危険を及ぼすような工事を施行する際は、立入禁止とする。
- ⑤ 一般利用者の施設利用が、工事の実施に支障を及ぼさないこと。
 - ・工事に支障がある際は、立入禁止とする。

3.2 安全対策

一般利用者の安全等を考慮し、次のとおり安全対策を実施している。

① 転落防止柵（写真-3）

H1100 アルミ製ガードパイプ

なお、平家茶屋地下駐車場との段差部分にも転落防止柵を設置している。



写真-3 転落防止柵の設置状況

- ② 手すり (写真-4)
・スロープ部に設置

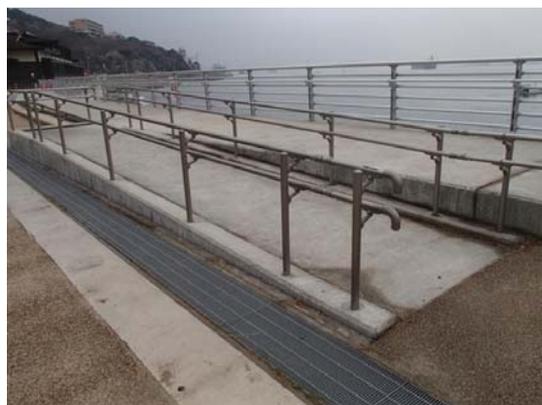


写真-4 手すりの設置状況

- ③ 案内板等 (写真-5)
・広報看板 H450×W840 6カ所.
・つり禁止看板 H700×W420 3カ所.



写真-5 案内板等の設置状況

- ④ 注意喚起表示 (写真-6)
・路面標示シート H300×W900
アルミシート護岸敷き. 4カ所.



写真-6 注意喚起表示の設置状況

3.3 日常点検

① 海岸変形把握調査

「下関港海岸巡視要領」に基づき、海岸保全区域（直轄施工区域）の状況把握のため、下関港海岸変形把握調査を発注している。
長府・壇ノ浦地区については週2回巡視を実施。

② 職員による施設点検

上記巡視に加えて、一時開放区域については「下関港海岸における一時開放区域の管理に関する内規」に基づき、開放期間中の毎週月曜日に職員が当該施設点検を実施して

いる。また、台風通過時等は、その前後に点検を実施し、立入禁止パネル等の表示・撤去を行っている。

4 海岸保全施設の管理責任について

4.1 海岸法上の管理者の位置づけ

下関港海岸については海岸法第5条第3項に基づき、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域が重複して存する部分として、下関市が海岸管理者として海岸保全区域の管理を行う。

ただし主務大臣の直轄工事（法第6条）の場合、法第6条第2項によって、国が海岸管理者に代わって権限を行うこととされている。法第40条の2及び同法施行令第14条によって主務大臣の権限の一部が九州地方整備局長に委任されており、これに基づき「下関港直轄海岸管理要領」が定められている。同要領第3条では直轄施工区域における事務については下関港湾事務所長が分掌し、法第7条第1項又は法第8条第1項に規定される占用許可等については同要領第6条に基づき事務所長が申請を受け、審査のうえ適否の判断を添えて局長へ進達することとされている。

4.2 事故発生時のリスク

海岸保全施設において事故が発生した場合、国家賠償法もしくは民法（第717条等）の適用を受ける可能性が考えられる。

※ 国家賠償法第2条第1項

「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は地方公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

※ 民法第717条第1項（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

また、平成23年3月10日の大蔵海岸砂浜陥没事故裁判にかかる地裁判決では、直轄工事区域において、国が占用許可を与えた区域についても国の安全管理責任は消失しないとして、被告国交省職員が有罪とされている。

4.3 海岸法改正を受けての対応

平成26年8月に海岸法が改正され、海岸管理者が管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持・修繕すること（法第14条の5）や水門・陸閘の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定（法第14条の2）が義務づけられるとともに、座礁船舶の撤去命令（第12条第3項）、災害時における緊急措置（法第23条）などの権限が新設された。

これに伴い、平成27年8月31日付けで海岸管理者である下関市と確認書を取り交わし、下関港海岸直轄工事区域管理区分表を定めて直轄工事区域における海岸管理者の権限代行の範囲について、国と海岸管理者の役割分担を明確にした。